

お客さま 各位

栃木信用金庫

当座勘定規定の改正について

(付属) 小切手用法 約束手形用法 為替手形用法

平素は、栃木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月より「電子交換所」を設立し、これまで全国各地の手形交換所で地域ごとに行っていた手形・小切手の交換決裁の取扱いを電子化します。当金庫は、これに伴い下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改正後の規定は、本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

記

1.改定日

・2022年11月4日(金)

2.改定となる規定

・当座勘定規定(一般)《小切手用法・約束手形用法・為替手形用法》

3.主な改定内容

(1)「電子交換所設立に伴う見直し」当座勘定規定

- ① 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ② イメージファイルによる印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定の追加
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止(※)に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

(※) 廃止日は電子交換所の交換決裁開始日である2022年11月4日

(2) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

- ① 電子交換所システムの仕様(「,」(カンマ)がない場合は金額チェックでエラーになる)を、踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ② 電子交換所システムの仕様(JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可)を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄)の追加

4.【別添】当座勘定規定 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条～第6条（省略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) <u>（追加）</u></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) <u>（追加）</u></p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>(6) <u>（追加）</u></p> <p>(7) <u>（追加）</u></p> <p>第9条～第15条（省略）</p> <p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（追加）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（追加）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)（省略）</p> <p>第17条～第26条（省略）</p> <p>第27条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>第28条（省略）</p> <p>第29条（規定の変更等）</p> <p>(1) <u>（追加）</u></p> <p>(2) <u>（追加）</u></p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条～第6条（省略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第15条（省略）</p> <p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)（省略）</p> <p>第17条～第29条（省略）</p> <p>第27条 削除</p> <p>第28条（省略）</p> <p>第29条（規定の変更等）</p> <p><u>（1）本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（2）前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

改正前

小切手用法

1. ～3. (省略)
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符を (追加) 印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ 壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (追加)
(4) (追加)
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
(追加)
6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアバンド)は使用しないでください。
(追加)
7. ～8. (省略)
(追加)

改正後

小切手用法

1. ～3. (省略)
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符を 印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアバンド)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
7. ～8. (省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

アラビア数字	1			2			3			4		
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	
アラビア数字	5		6		7			8		9		
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	
アラビア数字	10			100			1,000			10,000		
漢数字	拾	什	百	佰	陌	千	仟	阡	万	萬		

《その他》金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

改正前

改正後

約束手形用法

約束手形用法

1. ～3. (省略)
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を(追加)印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、參、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(追加)

(4) (追加)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

(追加)

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。(追加)

(追加)

7. ～8. (省略)

1. ～3. (省略)
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

7. ～8. (省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

アラビア数字	1			2			3		4	
漢数字	壹	弍	弍	式	貳	貳	參	參	四	泗
アラビア数字	5		6		7		8		9	
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九
アラビア数字	10		100			1,000		10,000		
漢数字	拾	什	百	佰	陌	千	仟	阡	万	萬

《その他》金、円、圓(円の異体字)、億
 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

改正前

改正後

為替手形用法

為替手形用法

1. ～4. (省略)
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を (追加) 印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、參、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(4) (追加)
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
(追加)
7. (省略)
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
9. ～10. (省略)

(追加)

1. ～4. (省略)
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を 印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
7. (省略)
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分は使用しないでください。
9. ～10. (省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

アラビア数字	1			2			3			4					
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆				
アラビア数字	5			6			7			8			9		
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖				
アラビア数字	10			100			1,000			10,000					
漢数字	拾	什	百	佰	陌	千	仟	阡	万	萬					

《その他》金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。